基本約款

第1章 総則

第1条 (約款の構成および適用)

- 1. 有限会社オフィスタグ(以下「当社」)は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)その他の法令の規定によるほか、法第31条第5項の規定に基づき、下記の通り構成されるサービスに関する契約約款(以下「約款」)を定め、本約款に基づき契約(以下、その契約を「利用契約」といい当社と利用契約を締結した者を「利用者」)を締結の上、IT関連サービス(以下「サービス」)を提供します。
 - 基本約款利用契約の締結およびサービスに共通して適用される事項を規定します。
 - 2) サービス別約款 当社が提供する各サービスおよび各サービスに付加するオプションサービス について、適用される事項を規定します。
- 2. 利用契約には、基本約款およびサービス別約款が適用され、これらにより利用契約の内容が規律されます。
- 3. 基本約款とサービス別約款に矛盾または、抵触する規定がある場合は、サービス別約款の 規定が優先して適用されます。
- 4. 利用契約の締結は、サービスごとに行います。
- 5. 基本約款または、サービス別約款のいずれかにおいて定義された用語は、特に規定しない 限り、他の当社約款において同一の意義を有します。
- 6. 当社が利用者に通知するサービスに関する諸規定や利用上の注意等は、名目の如何に拘わらずサービス利用規約の一部を構成します。
- 7. 基本約款およびサービス別約款中に記載された URL 及び該当 URL により指定されるウェブページは、特に明記がない限り、約款の一部を構成するものではありません。
- 8. 基本約款、サービス別約款およびこれらに基づく利用契約並びに当社によるサービスに関する説明(当社のウェブサイト上におけるものを含む)は、全て日本語によるもののみが正文です。他の言語による内容の表記、および内容の補充または修正はありません。

第2条 (サービスの種別)

- I. サービスの種類及び内容ならびにオプションサービスの種類及び内容は、当社ウェブサイト(https://www.office-tug.com/)上の各サービスの説明ページにおいて定めます。
- 2. 当社がサービスを提供する際に使用する言語は、日本語のみです。サービスに関する利用 契約の申込、および契約終了の取り扱いについても同様です。

第3条 (通知)

- I. 当社から利用者への通知は、利用者の指定した電子メールアドレスへの電子メールの送信、 書面の送付、当社ウェブサイト(https://www.office-tug.com/)へ掲載等、当社が適当 と判断する方法により通知します。
- 2. 当社が前項記載の方法のうち、電子メールの送信または当社ウェブサイトへの掲載により 行う通知は、当社がその発信または送信可能に必要な処理を完了した日に行います。
- 3. 当社が利用者に対して第 | 項に記載の方法で通知し、当該通知が利用者に到達しなかった としても、当該通知不到達に起因し発生した損害について、当社は一切責任を負いません。

第4条 (約款の変更)

- 1. 当社は、以下の場合に、当社の裁量により、基本約款またはサービス別約款を変更することがあります。すでに締結された利用契約にも更新後の基本約款またはサービス別約款が適用されます。変更後の約款の効力発生日から、サービスの利用料金その他の提供条件は、適用されます。
 - 1) 約款の変更が、ユーザー一般の利益に適合するとき。
 - 2) 約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更内容その他の変更に係る事情に照らし合わせて合理的なものであるとき。
- 2. 当社は、基本約款またはサービス別約款を変更する場合は、変更する一か月前までに当社のウェブサイト(https://www.office-tug.com/)に掲載し、変更する旨および変更後の内容、効力発生日を、利用者に通知します。
- 3. 変更後の約款の効力発生日以降に、利用者がサービスを利用したときは、利用者は、約款の変更に同意したものとみなします。

第2章 利用契約の締結

第5条 (利用契約の締結)

- 1. サービスの利用申込は、当社が別に定めるサービス利用申込書または、当社ウェブサイト に表示している申込画面(以下、併せて「申込書」)に必要事項を記入・捺印の上、当該申 込書を当社に提出または、送信します。
- 2. 継続して提供されるサービスは、利用契約が有効に締結され、サービス別約款に定められた支払うべき料金が支払われたことが、当社により確認されたことを条件に、当社が通知した利用開始日から開始されます。

第6条 (利用契約の成立)

- 1. サービスの利用契約は、申込者に対し、必要な情報を記載した電子メールまたはその他の 当社の定める方法により、契約の承諾を通知したときに成立します。この場合、当社が電 子メールを送信した日をもって本利用契約が成立されたものとします。ただし、以下のい ずれかに該当する場合には、サービスへの利用申込を承諾しないことがあります。
 - 当社が、申込に係るサービスの提供または、サービスに係る手配・保守が困難と判断した場合。
 - 2) 以前に当社との契約上の義務の履行を怠ったことがある等、申込者が当社と の契約上の義務の履行を怠る恐れがあると当社が判断した場合。
 - 3) 申込書に虚偽の事実を記載し、虚偽の資料を提出した場合。
 - 4) 申込者が準禁治産者、禁治産者のいずれかである場合。
 - 5) 申込者が成人でなく親権者の同意を得ていない場合。
 - 6) 申込者が暴力団等の反社会的な団体もしくはその関係者である場合。
 - 7) 当社が申込に係わるサービスを提供できないと判断した場合。
 - 8) その他、当社が利用者として不適当と判断した場合。
- 2. 前項の規定によりサービスの申込を拒絶した場合は、速やかに申込者へ通知します。尚、 当社は、申込を拒絶した理由を開示する義務を負いません。また、当社は申込者に発生するいかなる損害についても、一切の責任を負いません。

第7条 (品目の変更)

- 1. 利用者は、サービス別約款においてサービスの品目の変更が可能であることが規定されている場合、当該規定に定められた日以降において、サービスの品目を他の品目へ変更するよう請求することができます。
- 2. 当社は利用者から前項に基づく請求があった場合、第5条(利用契約の締結)および第6条(利用契約の成立)の規定に準じて取り扱います。
- 3. 品目が変更された場合、変更後の品目の利用開始日から、第 16 条(最低利用期間)に定める最低利用期間が開始されます。

第8条 (契約事項の変更届)

- 1. 利用者は、申込書記載事項に変更があった場合、速やかに当社に対して、当社所定の様式 にて届け出をします。
- 2. 利用者である法人が合併した場合、合併後存続すべき法人または合併により新設された法人は、合併の日から 14 日以内に当社所定の書類を当社に届け出をします。
- 3. 当社は、前 2 項の変更の利用者による届出の遅延または届出を怠ったことによる、利用者または、第三者が被るいかなる損害についても責任を負いません。利用者の届出の遅延または届出を怠ったことにより、当社からの通知が不着または、延着となった場合でも、通常到達すべき時期に到着したとみなします。
- 4. 当社は、利用者の同一性または、事業の継続性が認められる場合に限り、以下について第 2項および第3項を利用者に準用します。
 - 1) 個人から法人への変更。
 - 2) 利用者である法人の分割または事業譲渡による新たな法人への承継。
 - 3) 利用者である任意団体の代表者の変更。
 - 4) その他前各号に類する変更。

第9条 (相続)

1. 利用者であった個人が死亡した場合、利用契約は終了します。ただし、相続の開始から 14 日以内にその利用契約上の地位を単独で承継するとして相続人が当社規定の書類を届出 た場合、当該相続人は、利用契約上の地位を承継できます。

第10条 (権利譲渡の禁止)

1. 利用者は、事前に書面による当社の承諾がない限り、利用契約上の地位もしくは権利を第 三者に譲渡、担保として提供等、または利用契約上の地位もしくは義務を第三者に引き受 けさせることはできません。

第3章 利用者の責務

第11条 (利用料金)

- I. サービスの利用料金およびその他の料金は、当社がウェブサイト(https://www.office-tug.com/)で公開する料金表に定める通りです。
- 2. 利用者は、本約款の締結をもって、前項で規定されたサービス料利用料金ならびに当該利 用料金支払いに対して課される消費税および地方消費税相当額の合計(以下「料金」)の支 払い義務が発生します。
- 3. サービスの利用料金は、以下のとおり構成されます。
 - 1) 初期設定料:サービス実施に必要な準備(設定等)の対価。
 - 2) 定額利用料(年間一括払い(年額)):年額利用料金を年に | 回支払う場合。
 - 3) 定額利用料 (毎月払い(月額)):月額利用料金を毎月支払う場合。
 - 4) | 回払い: | 回で提供が完了するサービスの利用料金を一回で支払う場合。
- 4. 初期設定料はいかなる場合にも返却いたしません。
- 5. 利用者は契約期間で途中解約をする場合、契約期間満了までに支払うべき金額および未払いの金額を解約時に一括して支払います。
- 6. 利用者からの途中解約における減額の申出について、当社が承諾した場合に限り、各サービス約款の規定によって、年額利用料の清算をします。

第12条 (支払い方法)

- I. 利用者は、当社に対し、当社が定める支払い方法のうち、利用者が申込時に選択した方法 により、料金をその支払い期限までに支払います。
- 2. 料金の支払い方法は、以下のとおりです。
 - ま行・郵便局・コンビニエンスストア等からの振り込み(手数料は、利用者の負担です。)
 - 2) 銀行の預貯金口座からの自動引き落とし。

第13条 (支払い期限)

- 1. 前条の第 2 項の自動引き落としの場合には、料金算定基準日から、30 日前の日が属する 月の 28 日(金融機関等が休みの場合は、その翌営業日)に引き落し処理を行い、その際 に引き落しが処理されなかった場合は、当社の定める再請求処理により、当該料金および 第 14 条(遅延損害金)に定める再請求手数料を支払います。
- 2. サービス約款別に特別に定めない限り、サービスの料金の支払い方法が毎月払いの場合、 利用者は、毎月 | 日から末日までの利用に関する料金を、その前月の末日までに支払いま す。ただし、初回については、利用契約締結日から2週間以内に、2ヶ月分の料金を支払 います。(初期費用が発生する場合、初期費用も同時に支払います。)

- 3. サービス別約款に特別に定めない限り、サービスの料金支払い形態が年間一括払いの場合、利用者は、利用開始日から翌年の同日の前日までの料金を、利用契約締結日から 2 週間以内に支払います。(初期費用が発生する場合、初期費用も同時に支払います。)ただし、契約期間が延長される場合、2 年目の支払いについては、利用開始日の翌年の同日の 1 ヶ月前までに、当該料金を支払います。移行も同様とします。
- 4. オプションサービスの料金については、サービス別約款に特別に定めない限り、そのサービスと同じ支払い期限および支払い方法により、支払います。

第14条 (遅延損害金)

- 1. 利用者は、サービスの料金等または割増金の支払いを遅延した場合、遅延期間につき年率 14.5%の遅延損害金を当社に支払います。
- 2. 利用者は、サービスの料金等の支払いを金融機関口座から自動引き落しにて行う場合、利用者の残高不足により引き落し不能となった場合には、当社の定める再請求手数料を支払います。

第15条 (消費稅)

1. 利用者が当社に対して支払う場合は、別に定められた料金等の額に消費税相当額(消費税法、昭和 63 年法律第 108 号および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額)を加算した額とします。

第16条 (最低利用期間)

- I. サービスおよびオプションサービスの最低利用期間は、サービス別約款に特別に定めない 限り、当該サービスの利用開始日から 12 ヶ月が経過する日の属する月の末日までです。
- 2. サービス別約款に特に定めがなく、かつ支払い方法が I 回払いのオプションサービスおよび当該サービスページ上に最低利用期間の定めがないオプションサービスについては、最低利用期間はありません。

第17条 (禁止事項)

- I. 利用者が、次の各号に該当する行為、または、その恐れのある行為を行うことを禁止しま す。
 - 当社もしくは第三者の著作権・知的財産権・財産・プライバシー・肖像権を 侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
 - 2) 当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、差別を助長し、また はその名誉もしくは信用を毀損する行為。
 - 3) 犯罪に結びつく、詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座および携 帯電話の違法な売買等の行為。
 - 4) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待に当たる画像、文書等を送信または掲載する行為。
 - 5) 無限連鎖講(ネズミ講)の開設、または勧誘する行為。

- 6) 当社の提供するサービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行 為。
- 7) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為。
- 8) 利用者が当社サービスにおいて、直接操作可能となるサーバー、ネットワーク機器等の設備(利用者が設置するものを含み、以下、「サーバー設備」)や当社がサービスを提供するにあたり用いる設備等(ただし、サーバー設備は除く)(以下、「電気通信設備等」)に不正にアクセスする行為。
- 9) 利用者が他者に対し、スパムメール等や嫌がらせメール等を送信する行為、 他者のメール受信を妨害する行為、チェーンメールおよび当該依頼に応じて 電子メールを転送する行為。
- 10) 当社もしくは第三者の設備等またはサーバー設備もしくは電気通信設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為。
- II) 第三者の通信に支障を与える方法もしくは態様においてサービスを利用する 行為。
- 12) 当社のサービスの提供を妨害する行為。
- 13) 違法に賭博・ギャンブルを行い、または勧誘する行為。
- 14) 違法行為(けん銃等の譲渡、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、または誘引(他人に依頼することを含む)する行為。
- 15) 人の殺害現場等の残虐な情報、動物を虐待する画像等の情報等社会通念上著しく他者に嫌悪感を抱かせる情報の掲載、または不特定多数の者にあてて送信する行為。
- 16) 人を自殺に誘引または勧誘する行為。
- 17) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に 誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を不特定の者を してウェブページに掲載等させることを助長する行為。
- 18) 他の利用者や第三者に著しく迷惑をかけ、または社会的に許されないような 行為。
- 19) 公序良俗に反する行為。
- 20) 法令に違反する行為。
- 21) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長す る態様または目的でリンクをはる行為。
- 22) その他、当社がサービスの利用者として相応しくないと判断する行為。
- 2. 前項各号のほか、当社は必要に応じ当社ウェブサイト(https://www.office-tug.com/)において禁止事項および注意事項等を別途定めることがあります。利用者はこれを遵守します。

第18条 (第三者の利用)

- 1. 利用者は、サービスの一部または全部を自己以外の者(以下、「エンドユーザー」)に利用させる場合(有償か無償かを問いません。ID・アカウント・パスワード等を発行して利用させる場合を含むが、これに限りません。)、 エンドユーザーに対して基本約款およびサービス別約款を遵守させる義務を負います。この場合、当社はエンドユーザーに対して利用契約上何らの義務ないし責任を負いません。
- 2. 利用者は、サービスの利用に関して、エンドユーザーが行った一切の行為(不作為を含む) について、利用者の関与の有無を問わず、利用者が行った行為とみなされ、利用者は、当 社および第三者に対して民事上の全ての責任及び義務(エンドユーザーが当社及び第三者 に対して負うものを含みます。)を負うことについて同意します。

第19条 (サービスの維持・管理等)

- 1. 利用者は、サービスの利用にあたって、当社が発行したアカウントおよびパスワード、その他サービスに関し利用者において維持管理を要する情報、機器、ソフトウェア、システム等につき、自己の責任において適切に管理し、当社が発行したアカウントまたはパスワードを第三者に開示し、漏洩または推知されたことにより生じた結果を含む当該管理により生じた結果について、当社に対し全責任を負うものとします。
- 2. 利用者は、他当該サービスの提供開始以降に保存されたすべてのデータ(個人情報、機密情報その他をいい、以下、「利用者データ」)を、自己の責任と費用負担において管理し、バックアップを行います。当社は、利用者データに対して何ら関与および関知するものではなく、事由の如何にかかわらず、何ら責任を負いません。
 - 1) 利用者データの漏洩、滅失等に関する発生。
 - 2) 利用者データの漏洩、滅失等に対する当社での予防。
 - 3) 利用者データの漏洩、滅失等が発生した場合の当社での対応。
 - 4) 利用者データの復旧。
- 3. 利用者は、事由の如何にかかわらず、解約または解除により、各サービスの利用契約が終了する場合、当該利用契約の終了の日までに、当該サービスに関する本件機器から利用者データを削除します。当該利用契約が終了したにもかかわらず、当該サービスに関する本件機器に利用者データが残置されていた場合、当社は当該利用者データを削除することができ、当該削除に関し何らの責任も負いません。
- 4. 利用者は、他の国内外のネットワークを経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則に従います。
- 5. 当社は、利用者がその端末機器をインターネットに接続するために必要なサービスを提供 しません。利用者がサービスを利用するために必要となる環境は、利用者の責任において 用意し、ネットワークへの接続の際には、十分なセキュリティ対策を実施します。
- 6. 利用者は対象サーバーの利用を開始した後は、アップデート、セキュリティパッチの適用 等、対象サーバーないしソフトウェア等の安全を確保するための措置について、全て自ら にこれを行う責任があることを、予め了承します。
- 7. 利用者は、ウィルス対策ソフトを導入し、定義ファイルの更新を定期的に行い、ウィルス 対策ソフトの機能(ファイアーウォール、スパムメール対策、有害サイト対策機能等)を 活用します。

- 8. 利用者は、クライアントとなる PC 等の機器については、定期的なウィルス検査を実施し ます。
- 9. 利用者は、ウェブブラウザーや電子メールソフトのセキュリティ設定を行います。

(ID およびパスワードの管理) 第20条

- 利用者は、当社から発行された接続 ID およびパスワードについて厳重に管理する責任を 負います。これらの不正使用により当社あるいは第三者に与えた損害については、接続 ID およびパスワードを管理している利用者が責任を負います。
- 利用者は、接続 ID およびパスワードを紛失・漏洩・第三者による不正使用が発覚したと 2. きは、直ちに当社へ届け出ます。
- 当社は、接続 ID およびパスワードの紛失・漏洩・不正使用による損害について、当社に重 3. 大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。
- 当社は、接続 ID およびパスワードの不正使用が発覚した場合は、強制的にパスワードを 4. 変更する場合があることを、利用者は承諾するものとします。その場合、当社は利用者に その旨を通知します。

第4章 通信の秘密、個人情報の取り扱い

第21条 (通信の秘密の保護)

- 1. 当社は、サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護 し、サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用または保存します。
- 2. 当社は、刑事訴訟法第 218 条(令状による捜索) その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律第4条(発信者情報の開示請求等)に基づく開示請求の要件が充たされた場合には、当該開示請求の範囲で、それぞれ前項の守秘義務及び日本以外の国の法令に基づく守秘義務を負いません。
- 3. 当社は、利用者が第 17 条(禁止事項)の各項のいずれかに該当する禁止行為を行い、サービスの提供を妨害した場合、サービスの円滑な提供を確保するために必要と当社が認める範囲で利用者の通信の秘密に属する情報の一部を第三者に提供することができます。

第22条 (個人情報保護方針)

- 1. 当社は使命と責任を十分自覚し利用者の個人情報の保護につとめます。
- 2. 利用者の個人情報はサービスに必要な範囲に限定して、適切に収集、利用、提供いたします。
- 3. 当社が保有する個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏えい等を予防する ため、合理的な安全対策を講じるとともに、必要な予防並びに是正措置を講じます。
- 4. 個人情報に関する法令及びその他規範を遵守します。
- 5. 個人情報保護に関する取り組みは、継続的に見直し、改善・向上につとめます。

第5章 サービスの提供の中止等

第23条 (提供の中止・制限)

- I. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、サービスの提供を中止・制限することがあります。
 - I) 天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信 の一部または全部を接続することができなくなり、公共の利益のために緊急 を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため。
 - 2) 設備の保守、点検、工事のためにやむを得ない場合。
 - 3) 停電、火災、天災、戦争、動乱、労働争議などによりサービスの提供が困難 になった場合。
 - 4) サービスがサービス提供において利用する電気通信事業者が電気通信サービスを中止する場合。
 - 5) その他当社が一時的な中断が必要と判断した場合。
- 2. 前項の規定によりサービスの提供を中止・制限する場合には、事前の通知なく直ちに中止・ 制限できるものとします。なお、当社はこのサービスの中止・制限によるデータの消失等 いかなる損害についても責任は負いません。

第24条 (提供の停止)

- 1. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その利用者がサービスに設置した情報の削除、その利用者へのサービス提供の停止、あるいはその利用契約の解除を事前の予告なく当社の判断において行います。
 - 当社へ支払うべき債務について支払い期日を経過しても支払われない場合。
 - 2) 利用者が公共性を害する活動あるいは違法もしくは反社会的な行為を行ったと当社が判断した場合。
 - 3) 申込にあたって虚偽の記載をしていたことが判明した場合。
 - 4) 当社の業務遂行または当社の電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼす恐れのある行為があった場合。
 - 5) 利用者に対する手形取引停止・差押・競売・破産・更生の申し立てがあった場合、または利用者が準禁治産宣言若しくは禁治産宣言を受けた場合。
 - 6) その他、当社が利用者として不適当と判断した場合。
- 2. 前項の規定によりサービスの提供を停止する場合には、事前の通知なく直ちに停止できる ものとします。なお、当社はこのサービス停止によるデータの消失等いかなる損害につい ても責任は負いません。

第25条 (情報等の削除等)

- 1. 当社は、利用者が第 17 条(禁止事項)に規定する禁止事項に該当する行為を行ったと当社が認めた場合、利用者のサービスの利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、その他サービスの運営上必要であると当社が判断した場合は、当該利用者に対し、次の措置をいずれか単独でまたは複数組み合わせて講ずることがあります。
 - 1) 第17条(禁止事項)に規定する事項に該当する行為を止めるよう要求。
 - 2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求。
 - 3) サービスを利用してインターネット上に掲載した情報を削除するよう要求。
 - 4) 事前に通知することなく、利用者または利用者の関係者がサービスを通じて ネット上に掲載した情報の全部または一部を本件機器から削除し、または 他者が閲覧できない状態に置く。
 - 5) サービスの機能の一部の利用を制限。
 - 6) 前条の規定に基づきサービスの提供を一時停止。
 - 7) 第26条第1項の規定に基づき利用契約を解除。
- 2. 当社は、前項に基づき前項各号のいずれかの措置を講ずる場合には、利用者に対して、事前にその旨ならびに理由および期間を通知します。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。

第26条 (提供の廃止)

1. 当社は、都合によりサービスを廃止することがあります。この場合、契約者に対し廃止する | ヶ月前までにその旨を通知します。

第6章 利用契約の終了

第27条 (利用契約の解除)

- 1. 当社は、利用者が次に掲げる事由のいずれかに該当した場合には、当該利用者に対し何ら の通知・催告をすることなく直ちに利用契約を解除することができるものとします。
 - 1) 第24条(提供の停止)第1項各号のいずれかに該当する場合。
 - 2) 差押、仮差押、仮処分、滞納処分、競売の申立等を受けた場合、破産手続、 民事再生手続、特別清算手続、会社更生手続等の倒産処理手続開始の申立が あった場合、または清算に入った場合。
 - 3) 支払いを停止した場合その他信用状態が悪化したと認められる相当の事由が ある場合。
- 2. 利用者は、第 16 条(最低利用期間)に従うことを条件に、当社に対し解約希望日の 2 ヶ 月前の月末までに通知することにより、解約希望日もって利用契約を解約することができ ます。
- 3. 前条により利用契約を解除したときには、当社は当社に支払われた利用料金等の払い戻し 等は一切行いません。また、利用者は期限の利益を喪失し、その時点で発生している利用 料その他の債務など当社に対して負担する債務の一切を一括して履行するものとします。

第28条 (契約期間、解約および自動更新)

- 1. 利用契約の契約期間は、利用開始日から | 年を経過した翌年の同日までとします。
- 2. 利用者が、契約終了日の2ヶ月前の月末までに、当社所定の方法により契約を終了する旨の意思表示を行わない限り、利用契約は更に | 年自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。
- 3. 前項にかかわらず、当社が契約終了日の2ヶ月前の月末までに、当該利用者に対し契約終了日を通知した場合、利用契約は延長されることなく終了します。

第29条 (契約解除時等のデータ・ソフトウエア等)

- 1. 当社がサービス利用規約に基づきサービスの全部または一部の提供を終了する場合、当社はデータ保管エリア内のデータ、ソフトウェア等を削除します。これによる契約者の直接あるいは間接の損失、損害等に対して、当社はいかなる責任も負いません。
- 2. 利用者は、データ削除後の領域については、他契約者が使用する可能性があることを承諾 します。

第7章 損害賠償等

第30条 (損害賠償請求)

1. 利用者が本約款に違反したことにより当社が損害を被った場合には、当社は利用者に対して被った損害の賠償を請求できます。

第31条 (免責)

- I. 当社はサービス利用者が情報の保護・価値・有用性・適合性・合法性等について、何等の 保証も行わず、またいかなる意味においてもその責任を負わないものとします。
- 2. 当社が本約款にもとづいて、サービス利用の制限、サーバーに設置された情報の削除、サービス提供の中止あるいは停止を行った場合に、利用者もしくは第三者に損害が発生したとしても当社は免責されるものとします。
- 3. 当社は提供するサービスが適切な機能を維持するよう努めますが、当社のサーバーが蓄積 したり交換する情報が失われた場合、あるいは、その機能が利用できなかった場合に、利 用者もしくは第三者に損害が発生したとしても当社は免責されるものとします。

第32条 (合意管轄裁判所)

1. 当社と利用者の間で訴訟の必要が生じた場合の合意管轄裁判所は、静岡地方裁判所沼津支 部所とします。

第33条 (割増金)

I. サービスの料金等を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相 当額を加算しない額とします)の2倍に相当する額を割増金として支払わなければなりま せん。

附則

本約款は、基本約款第4条に基づき、平成30年4月25日より適用されます。